



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社京都ホテル
 代表者名 代表取締役社長 福永 法弘
 (コード: 9723 東証第二部)
 問合せ先 取締役経理部長 西川 治彦
 (TEL. 075-211-5111)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 変更の内容

現 在	毎年 12 月 31 日
↓	
変 更 後	毎年 3 月 31 日

(2) 変更の理由

当社は、事業年度を「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで」としておりますが、決算事務の効率化及び営業施策上の観点に加えまして、筆頭株主である株式会社ホテルオークラの事業年度との整合性を図るために、当社の事業年度を「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」に変更することとなりました。なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第 99 期事業年度は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 15 か月となります。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 38 条、第 39 条につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

2. 定款の一部変更

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(招集および開催場所) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のとき随時これを招集する。 ② 当社は、京都市内で株主総会を開催する。	(招集および開催場所) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のとき随時これを招集する。 ② 当社は、京都市内で株主総会を開催する。
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (任 期)</p> <p><現行定款第 19 条のとおり></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (任 期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (任 期)</p> <p><現行定款第 30 条のとおり></p>
<p>第 6 章 会計監査人 (任 期)</p> <p>第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第 6 章 会計監査人 (任 期)</p> <p><現行定款第 37 条のとおり></p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの 1 年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの 1 年とする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 39 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 39 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第11条(招集および開催場所)の規定の変更は、平成29年7月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第12条(定時株主総会の基準日)及び第39条(剰余金の配当)の規定の変更は、平成29年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第3条 第19条(取締役の任期)の規定にかかわらず、平成29年3月の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該取締役全員の退任後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第4条 第37条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、平成29年3月の定時株主総会においてみなし再任された会計監査人の任期は、平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該会計監査人の退任後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第5条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、第99期の事業年度は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までの15ヶ月とする。なお、本附則は、第99期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月24日(金)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成29年3月24日(金)

以 上